令和５年度　介護保険料決定通知書・口座振替通知書について

令和５年度の年間保険料が決定しましたのでお知らせします。

※介護保険料は、今年度の世帯の市民税課税状況や前年のご本人の収入によって決められています。

※8 月から納付していただく保険料は、今回決定した年間保険料から暫定の保険料分（第１期・第２期）を差し引いた金額となります。保険料の計算内容は、通知書に記載されていますのでご確認ください。

※口座振替の手続きがお済みの方は、各納期限に指定の口座から保険料が引き落とされます。

○令和５年度の介護保険料

【所得段階別保険料】　　※基準額（月額）5,900 円

所得段階	対象となる方			保険料	
				割合	年額（円）
第１段階	○生活保護を受給している方 ○市民税非課税世帯の方で、老齢福祉年金受給者又は本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が 80 万円以下の方			基準額×0.30	21,240
第２段階	本人が市民税非課税	市民税非課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額×0.50	35,400
第３段階	本人が市民税非課税	市民税非課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が 120 万円を超える方	基準額×0.70	49,560
第４段階	本人が市民税非課税	市民税課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.90	63,720
第５段階（基準額）	本人が市民税非課税	市民税課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が 80 万円を超える方	基準額×1.00	70,800
第６段階	本人が市民税課税		本人の「合計所得金額」が 120 万円未満の方	基準額×1.20	84,960
第７段階	本人が市民税課税		本人の「合計所得金額」が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.30	92,040
第８段階	本人が市民税課税		本人の「合計所得金額」が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.50	106,200
第９段階	本人が市民税課税		本人の「合計所得金額」が 320 万円以上 430 万円未満の方	基準額×1.70	120,360
第 10 段階	本人が市民税課税		本人の「合計所得金額」が 430 万円以上の方	基準額×1.90	134,520

※合計所得金額・・・・税法上の前年の収入金額から必要経費等に相当する額を控除した所得金額（各種所得控除・繰越控除前）の合計です。第 1～5 段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第 1～5 段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から 10 万円を控除した金額を用います。第 6 段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から 10 万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※課税年金収入額・・・税法上課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。

※世帯・・・原則として４月１日現在での住民票上の世帯。ただし、年度途中で転入された場合や 65 歳に到達した場合は、それぞれ転入日・到達日現在の世帯となります。

○保険料の財源

介護保険の財源は、４０歳以上の方に納めていただく保険料と公費で、半分ずつの構成となっています。このうち６５歳以上の方の保険料が２３%を占めており、大切な財源となっています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

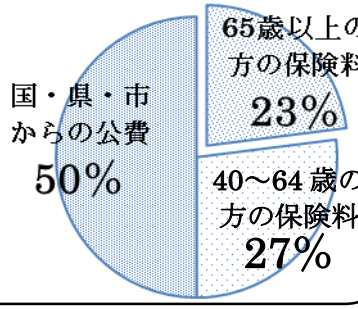

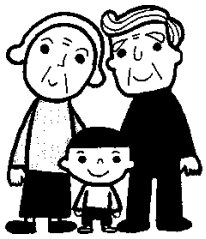

○納付方法について

★今年度の納期限について

期別	納期限	期別	納期限
第１期	令和５年5月　１日	第４期	令和５年10月31日
第２期	令和５年6月30日	第５期	令和５年12月25日
第３期	令和５年8月31日	第６期	令和6年　２月29日

※今回送付した通知書は、第３期以降の通知となります。

★普通徴収と特別徴収について

この通知書が届いた方は、現在普通徴収（納付書または口座振替）ですが、原則、年金が年額１８万円以上の方は特別徴収（年金天引き）の対象者となります。ただし、年額１８万円以上でも次のような場合には、特別徴収に切り替わるまで普通徴収となります。（特別徴収への切り替わりは自動で行われます。）

○６５歳（第１号被保険者）になったとき
○年度途中で年金の受給が始まった場合
○年金が一時差止になった場合
○転入したとき
○申告の修正などで、保険料の所得段階が変更になった場合
など

※年度途中で特別徴収へ切り替わる場合には、別途通知いたします。

★介護保険料の納付は、便利で安心な「口座振替」で！

口座振替は、納め忘れ防止や納付の手間がかからず便利で安心です。
口座振替による納付をご希望の方は、
①　金融機関の通帳など口座番号のわかるもの　　②通帳の届出印
を用意して、口座のある指定金融機関の窓口（通知書裏面をご参照ください。）でお申し込みください。

○保険料を納めないでいると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられることがあります。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

①　１年以上滞納
サービスを利用したときの費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後に保険給付分が支払われる形となります。

②１年６か月以上滞納
保険給付の払い戻しが一時的に一部または全部差し止められます。さらに滞納が続くと、保険給付分が滞納していた保険料に充てられることもあります。

③２年以上滞納
サービスを利用した時の利用者負担が３割または４割に引き上げられ、高額介護サービス費等が支給されなくなります。

○納付が難しい場合

災害などの特別の事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収猶予が受けられる場合があります。特別な事情により納付が難しいときには、窓口までご相談ください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
鉾田市福祉保健部介護保険課（鉾田保健センター内）
☎　０２９１－３６－７７６１　（直通）